

令和2年度放課後キッズクラブ利用にかかる傷害見舞金制度負担金について

放課後キッズクラブ事業では、毎年度、利用者の皆様に傷害見舞金制度負担金のご負担をお願いしております。利用申込みの際、事前に専用の払込取扱票で傷害見舞金制度負担金をお支払いいただき、利用申し込みの手続きをしてください。

傷害見舞金制度の内容

1 傷害見舞金制度負担金

参加児童1人あたり 年額500円

※1世帯あたりではありません。(申込みの年度内有効)

2 傷害見舞金(令和2年度契約予定額)

1人につき	通院(1日目から)	1日あたり1,500円
	入院(1日目から)	1日あたり3,000円
	死亡	250万円
	後遺障害	7.5万円～250万円

※見舞金制度のため、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

3 対象となる事故の範囲

- (1) 放課後キッズクラブを利用中の児童の事故
- (2) 放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中の児童の事故(交通事故も含む)

4 支払方法

ゆうちょ銀行又は郵便局のATMにおいて、放課後キッズクラブで配付する払込取扱票を用いてお支払いください。なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATMにおいて、電信振替(相手の口座へ預かり金を振り替える送金方法)ができます。

5 その他

- (1) 市内で転校し、転校前に傷害見舞金制度負担金をお支払いいただいている場合は、新たに負担金をお支払いいただく必要はありません。
- (2) 利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、見舞金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- (3) 事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、子ども青少年局放課後児童育成課までご連絡ください。

《連絡先》横浜市放課後児童育成事業推進協議会事務局

子ども青少年局 放課後児童育成課 傷害見舞金担当宛て

電話番号：045-671-4068 FAX：045-663-1926